

令和3年第3回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

令和3年9月1日（水曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第3号 財政健全化判断比率等について
- 日程第5 第38号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について
- 日程第6 第39号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第40号議案 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
- 第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第43号議案 字の区域の変更について
- 第44号議案 和解について
- 第45号議案 工事の請負契約について（鷺田住民広場整備工事）
- 第46号議案 財産の取得について（消防ポンプ自動車CD-I型）
- 第47号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 第48号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）
- 第49号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第50号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 認定第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 決算審査意見の報告
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 藤 江 徹 君	16番 足 立 初 雄 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参事（開発担当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
事業調整監兼建設部長 羽 根 洸 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君
監 査 委 員 山 下 力 君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第3回幸田町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私共に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件1件、単行議案8件、令和3年度補正予算5件、並びに令和2年度決算認定9件、合わせて24件の重要な案件が提出されております。

議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のため十分な審議を行い、町民の付託に応えるべく努力したいと思うところであります。

議員各位には慎重なる審議と円滑な議会運営に格別の御協力をお願いします。

9月に入りましたが、日中はまだまだ厳しい残暑が続いております。

皆様には、くれぐれも御自愛くださいませ、議会に臨んでいただきますよう重ねてお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、議場において、三河湾ネットワーク株式会社が取材で議場内をカメラ撮影され

ます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影は許可することに決定しました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆様、おはようございます。

今日から学校では2学期が始まりまして、通学する子どもたちの元気な声が戻ってまいりました。

本日、ここに令和3年第3回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には御多用の中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても御指導、御高配を賜っておりますこと、併せて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、報告議案1件、人事案件1件、単行議案8件、補正予算5件、そして決算認定9件、合わせて24件でございます。後ほど、私から各議案の提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれもこれからの町政を進める上におきまして、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、議決賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいております。いずれも今後の町政を進める上で重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受け止め、誠意を持って対応をいたします。よろしく願いいたします。

ここで御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

感染拡大の深刻な状況が続いております。政府は、先週の8月27日、既に13都府県に発令中の緊急事態宣言について愛知を含む8道府県を新たに追加し、期限を9月12日までの17日間といたしました。宣言発令は、デルタ株への置き換わりが進む中、感染者数の急激な減少が見込めないこと。そして、また医療提供体制の逼迫を解消するための措置であります。

愛知県におきましては、新規陽性者数が、8月18日に1,000人を超え、8日後には2,000人を超えるなど急速な増加が続く、入院患者数が増加し、医療提供体制は厳しさを増しております。

愛知県知事は、一日でも早く、一人でも多くの方にワクチン接種を受けていただくよう全力で取り組んでいく方針を示しております。

本町におきましても、感染者数は峠を越える気配はなく、8月に入り、現在20日連続感染者が発生しておりまして、1日で19人の感染者が確認される日があるなど、8月は過去最高の感染者数156人となり、累計は382人となっております。

8月におきます年代別であります。60代以上の感染者の割合が減っています。4.5%。こういったことから高齢者へのワクチン接種の効果が表れているものと分析しております。しかし、20代、30代の若い世代の感染者が増加をしております。全体の55%となっております。なお、本町の重症化率、中等症の割合でございますが、2.9%となっております。

これらを踏まえまして、先週8月27日の本町のコロナの感染症対策本部会議におきまして、地域の公民館、コミュニティホーム、老人憩いの家等の地区集会施設につきまして、本日9月1日から当面の間、閉鎖を決定いたしました。今後の施設再開につきましては、感染状況を注視し、一定の安全性の確保が見込まれる状況になり次第、対策本部会議で決定をしてみたいと思っております。

さて、感染拡大防止対策としては、なんといってもワクチン接種の推進でございます。藤田医科大学岡崎医療センターの大規模集団接種につきましても、11月19日まで開設期間の延長が決定をいたしました。今後さらなる接種の加速に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

なお、挨拶の初めに申し上げましたとおり、本日から学校におきまして新学期が始まっております。感染防止対策を一層徹底するとともに、様々な状況に置かれるお子様や御家族の人権尊重へ最大限配慮した指導を引き続き行ってまいります。

以上、定例会の開会に当たりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、令和3年第3回幸田町議会定例会は成立いたしました。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時07分

○議長（足立初雄君） 地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者及び監査委員は、お手元に印刷配付のとおりですから御了承願ひます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（足立初雄君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を11番 都築一三君、12番水野千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの30日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(足立初雄君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月30日までの30日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程のとおりです。御了承願います。

日程第3

○議長(足立初雄君) 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査4件、定期監査1件、財政援助団体等監査1件であります。これはお手元に印刷配付のとおりです。御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり、陳情が10件であります。

これは、会議規則第92条の規定により、陳情第2号から第10号を総務教育委員会に、陳情第11号を福祉産業建設委員会に付託します。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長(足立初雄君) 日程第4、報告第3号 財政健全化判断比率等について報告を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第3号 財政健全化判断比率等についてであります。

この報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、監査委員の意見書を付して報告させていただくものであります。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

初めに、「1」の健全化判断比率についてでございますが、4つの指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては黒字となりましたので、数値は計上されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、過去3年間の平均値で算定するものですが、本年度は1.7%で、前年度数値と比べて1.2の減となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては、将来負担額以上に積立基金等の充当可能財源がありますので、昨年度と同様に数値は計上されませんでした。

続きまして、「2」の公営企業の資金不足比率についてでございますが、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の3会計全てにおいて資金不足はあり

ませんでしたので、数値は計上されませんでした。

この財政健全化判断比率等につきましては、数値が一つでも基準を上回りますと、財政健全化計画等の作成が義務づけられますが、本町は全て基準値以下でありました。

なお、各比率の詳細につきましては、議案関係資料1ページから4ページを御覧いただきたいと思います。

以上、報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（足立初雄君） 報告は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時20分

○議長（足立初雄君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

これをもって、報告第3号を終わります。

日程第5

○議長（足立初雄君） 日程第5、第38号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

第38号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてであります。

議案関係資料は5ページ及び6ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思

います。

提案理由といたしましては、牧野良司委員が、令和3年12月31日をもって任期満了になることに伴いまして、その後任の委員を選任する必要があるからであります。

6ページを御覧いただきたいと思います。

幸田町大字菱池にお住まいの本多太三氏、69歳を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期は、令和4年1月1日から3年間です。

本多氏につきましては、昭和45年に名古屋市役所に入庁され、平成24年3月に定年退職されました。40年以上にわたりまして名古屋市市役所勤務の中で、20年間、税務課に配置されていた経歴をお持ちであります。また、令和2年度には岩堀区長として、地域の自治活動にも貢献されておられます。

本多氏は、その経歴上、税務に関する知識が豊富でありまして、これまで公務で養われました経験を生かし、公正中立な判断ができる方であるとともに、納税者としての固定資産評価への信頼を確保する視点において、適任であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

それでは、第38号議案の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第38号議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（足立初雄君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第38号議案 幸田町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを原案どおり同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立初雄君） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、第38号議案は、原案どおり同意することに決しました。

日程第 6

○議長（足立初雄君） 日程第 6、第 39 号議案から認定議案第 9 号までの 22 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

初めに、第 39 号議案から第 51 号議案までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案第 39 号議案から第 51 号議案までの 13 件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 7 ページをお開きいただきたいと思います。

第 39 号議案 幸田町個人情報保護条例及び幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、7 ページから 12 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることによりまして、第 1 条として幸田町個人情報保護条例の一部改正を、そして、第 2 条として幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を行うものであります。

まず、第 1 条におきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の 3 本の法律が 1 本の法律に統合されることによりまして、幸田町個人情報保護条例において、その法律名を引用している条項を変更するものであります。また、デジタル庁設置法において、新たにデジタル庁が設置され、その長を内閣総理大臣とすることによりまして、本条例第 35 条の 2 において、情報提供等記録に記録された特定個人情報を訂正した場合における通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に変更するという改正であります。そのほか、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、条文が追加されたことによる引用条項の整理であります。

第 2 条におきましても、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、条文が追加されたことに伴う、幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例における引用条項の整理と、そのほか法律番号の整理をするものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。第 1 条中幸田町個人情報保護条例第 2 条第 3 項から第 5 項までの改正規定につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 50 条の規定の施行の日であります。

続きまして、議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 40 号議案 幸田町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、13ページ及び14ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、押印を求める手続等の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、職員のサービスの宣誓の実施方法について、「任命権者又はその指定する職員の面前で、宣誓書に署名押印する方法でなければならない」とする規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみを規定し、また、宣誓書の様式で定めていた押印を不要とするものであります。

なお、当面は、署名をした宣誓書を任命権者に提出する方法で行う予定であります。施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第41号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、15ページ及び16ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、個人番号カードの再交付事務を地方公共団体情報システム機構が行うことに伴い、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第42号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、17ページ及び18ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、逆川集落家庭排水処理施設の廃止に伴い、必要があるからであります。

集落排水事業における逆川地区の公共下水道への接続によるもので、改正の概要につきましては、別表第1に規定します逆川集落家庭排水処理施設を削るものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

第43号議案 字の区域の変更についてであります。

議案関係資料は、19ページから21ページでありますので、併せて御覧ください。

提案の理由といたしましては、幸田駅前土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるからであります。

変更の概要につきましては、16ページ、字の区域の変更調書に記載したとおり、芦谷字仲田の一部を、字幸田に編入するものであり、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、幸田駅前土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から変更するものであります。

議案関係資料 2 1 ページ、字の区域の変更図を御覧いただきたいと思います。

従前の字界の赤の破線、換地後の字界を青の破線で示してあります。赤の破線と青の破線で囲まれた部分が、従前の字仲田から字幸田に変更となる部分であります。

当該部分は、従前道路や水路であったもの及び、道路拡幅により宅地から道路となった部分でありまして、換地後の宅地に限っては、字名が変わる箇所はなく、同じ行政区の中でもあることから影響は極めて軽微であり、実質的には道路の地番標記を簡潔にするための整理となります。

続きまして、議案書の 1 9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 4 号議案 和解についてであります。

議案関係資料は、2 2 ページ及び 2 3 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、幸田町立学校の教諭との和解及び損害賠償の額の決定をすることに伴い、必要があるからであります。

本件につきましては、児童手当に係る和解と損害賠償の額の決定をするものでありまして、和解の相手方につきましては、幸田町立学校の教諭であります。以降、和解の相手方を「A」と表現をさせていただきます。

和解の内容及び損害賠償の額につきましては、過失割合は、幸田町が 7 割、A が 3 割とし、幸田町は A に対し損害賠償金 4 2 万円を支払うものであります。幸田町及び A は本件に関し、ほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものであります。

本件の原因につきましては、平成 3 0 年 6 月に町教育委員会により、A より児童手当法施行規則第 4 条の規定に基づく届出書が提出され、審査の結果 A の配偶者のほうが所得が高いことから、A に係る児童手当支給認定について、支払権者である西三河教育事務所に児童手当支給事由消滅通知書の写しを送付し、児童手当支給が停止しました。

その後、令和 2 年 1 1 月に A から児童手当が支給されていないことについての問合せを受け調査したところ、A は児童手当支給事由消滅通知書を受領していないと主張し、西三河教育事務所においても教育委員会印の押印のある通知書の写しがあるべきにもかかわらず押印のない写ししか存在しないことが判明し、当時の教育委員会事務担当者及び学校事務職員への事情聴取を行いました。双方とも記憶にないとの回答であり、A が児童手当支給事由消滅通知書を受領していないという主張を覆すことができず、今回の事務手続において教育委員会の不手際を認めることとなりました。

被害額の算定におきましては、町の顧問弁護士に相談し、このようなケースの場合の算定を依頼しましたところ、A も入金確認を怠っており、本来ならばもう少し早く気づくことができたはずであり、割合にあっては幸田町 7 割、A 3 割が妥当であるとの意見書を頂き、A は了承し、今回の和解案となりました。

今後はこのようなことが発生しないように確認をしっかりと行ってまいります。

続きまして、議案書の 2 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 5 号議案の工事の請負契約についてであります。

議案関係資料は、2 4 ページから 2 7 ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

工事の請負契約を締結するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、鷺田住民広場整備工事の施行に伴い、必要があるからであります。

工事名は鷺田住民広場整備工事で、工事場所は幸田町大字菱池字田多美地内ほか、工事の概要は、土工、排水施設整備工、施設整備工、基盤整備工であります。契約金額は7,150万円、契約の方法は、11社による指名競争入札を7月21日に実施し、契約の相手方は、額田郡幸田町大字菱池字岩堀83番地2、竹内建設株式会社、代表取締役 竹内俊行であります。

続きまして、議案書の23ページをお開きいただきたいと思っております。

第46号議案 財産の取得についてであります。

議案関係資料は、28ページから34ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

財産を取得するため、幸田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、消防ポンプ自動車CD-I型の取得に伴い、必要があるからであります。

議案書24ページを御覧いただきたいと思っております。

物品の概要は、消防ポンプ自動車CD-I型1台であります。

納入場所は、幸田町大字菱池字前田41番地1で、契約金額は2,508万円、契約の方法は、8社による指名競争入札を5月27日に実施し、契約の相手方は、名古屋市熱田区新尾頭2丁目2番7号、小川ポンプ工業株式会社 名古屋事務所 所長 奥野修であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧いただきたいと思っております。補正予算関係につきましては、第47号議案から第51号議案までの5件であります。

初めに、第47号議案 令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

また、議案関係資料は、35ページから39ページまででありまして、新型コロナウイルス感染症対策に関連するものにつきましては、※（こめじるし）で表示しておりますので、併せて御覧いただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,936万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ181億8,397万6,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の8ページを御覧いただきたいと思っております。

55款国庫支出金、10項国庫負担金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減

に伴う国庫負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

60款県支出金、10項県負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同様に、低所得者の介護保険料の軽減に伴う県負担分が当初の見込みを上回りましたので、低所得者保険料軽減負担金を追加するものであります。

75款繰入金、10項基金繰入金につきましては、初めに、財政調整基金繰入金に係るものであります。これは、財政調整基金繰入金を減額し、一般会計の収支全体を調整するものであります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金に係るものであります。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、このたびの補正予算により取り組みます、次に述べます3つの施策の財源として、基金繰入金を追加するものであります。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症対策補助金でございます。これは、各区が主催する行事、会議等の運営における感染予防対策の充実を図るために、各区に対し、その備えようとする物品の購入費等について補助金を交付するものであります。

2つ目は、民間医科医療機関従事者等応援事業でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大や新型コロナウイルスワクチン接種の実施により、医療機関の従事者に多大な負担が発生している状況を考慮し、従事者に対する敬意と感謝を表し、1人につき5,000円の金券を送るものであります。

最後に、修学旅行キャンセル料補助金でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中において、昨年度と同様に、不測の事態に対するための補助金を備えることにより、修学旅行の実施に向けた安心した取組と最大限の努力を支援するものであります。

以上の3つの施策の財源として、基金繰入金を追加するものであります。

15項の他会計繰入金につきましては、地域支援事業の過年度分精算に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を追加するものであります。

80款繰越金につきましては、令和2年度決算の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書10ページを御覧いただきたいと思っております。

まずは、各款にわたりまして、職員の人件費の補正をお願いしておりますが、その主な内容といたしましては、人事異動により給料、職員手当等及び共済費を調整するものであります。詳細につきましては、18ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

それでは、15款総務費につきましては、コミュニティ推進事業におきまして、現在、里中央コミュニティホーム駐車場用地として地元が借地している土地396平方メートルを、町が取得することにつきまして、地権者との合意が得られましたので、用地購入費及びこれに係る農地転用決裁金を新規計上するものであります。また、歳入で御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を考慮し、各

区が主催する行事、会議等の運営における感染予防対策の充実を図るため、各区が備えようとする物品の購入費等を補助するための新型コロナウイルス感染症対策補助金を新規計上するものでございます。

20款民生費につきましては、10項社会福祉費、10目社会福祉総務費、社会福祉総務一般事業におきまして、長嶺北部地区福祉医療ゾーン開発構想の推進に際し、当該地区の公団の不接合が著しく、今後の事業推進に支障があることが判明しましたので、その登記調整業務に係る委託料を新規計上するものであります。また、未熟児養育医療給付事業におきましては、未熟児養育医療扶助費の給付が当初の見込みを上回るペースであったことによりまして、必要額を追加するものであります。

次に、15目老人福祉費介護保険事業におきまして、低所得者の介護保険料の軽減措置に伴う国・県及び町の負担分としまして、介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。また、地域支援事業におきましては、令和4年4月に開所を予定します（仮称）北部地域包括支援センターにつきまして、その開所に必要な整備を行う必要があるため、既存施設の改装及び駐車場舗装等に係る工事費を新規計上するものであります。

12ページを御覧いただきたいと思います。

25款の衛生費につきましては、歳入で御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大や新型コロナウイルスワクチン接種の実施によりまして、医療機関の従事者に多大な負担が発生している状況を考慮し、従事者に対する敬意と感謝を表し、1人につき5,000円の金券を送るための報償金及び藤田医科大学岡崎医療センター分については、岡崎市が一括して贈ることから、これに係る町の岡崎市への負担金を新規計上するものであります。

30款労働費、10項労働費につきましては、15項駐車場費、公共駐車場管理運営事業におきまして、人件費の補正により歳出予算を減額することに伴いまして、公共駐車場管理運営事業に特定財源として充当していました公共駐車場使用料を振替充当することにより、財源更正を行うものであります。

14ページを御覧いただきたいと思います。

45款土木費、15項道路橋梁費につきましては、25目道路新設改良費、道路整備事業におきまして、生活道路を安全に安心して利用する上、新たに判明しました必要な整備等を行うための生活道路等整備工事費を追加するものであります。

次に、35目交通安全施設費、交通安全施設整備事業におきましては、本年6月、千葉県において下校中の児童がトラックに衝突される痛ましい事故が発生しましたが、本町においてこうした事故が発生しないよう、危険箇所について早急にグリーンベルト、区画線、防護柵等を整備するための通学路交通安全対策工事費を追加するものであります。

25項都市計画費につきましては、幸田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出事業におきまして、国の令和2年度第3次補正予算において、社会資本整備総合交付金の決定を受けたことに関しまして、令和3年度当初予算において二重計上の状態となっていました部分と歳出予算の追加のための財源とする部分との収支を調整することによりまして、幸田駅前土地地区画整理事業特別会計繰出金を減額するものであります。

55款教育費、10項教育総務費につきましては、先ほど第44号議案において御説明をさせていただきました、児童手当の支給に係る和解事件につきまして、その賠償金を新規計上するものであります。

15項小学校費につきましては、歳入で御説明させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たない中において、修学旅行の実施が不安視される状況を考慮し、昨年度と同様に、修学旅行の実施に向けた安心した取組と最大限の努力を支援するため、修学旅行キャンセル料補助金を新規計上するものであります。

20項中学校費につきましては、15項小学校費と同様に、修学旅行キャンセル料補助金を新規計上するものであります。

16ページを御覧いただきたいと思います。

70款諸支出金につきましては、土地取得特別会計繰出事業におきまして、土地取得特別会計における前年度繰越金の確定に伴いまして、繰出金を減額するものであります。

以上が、令和3年度幸田町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、第48号議案 令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の19ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料は、35ページ及び40ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5,990万9,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書26ページを御覧いただきたいと思います。

15款繰入金及び20款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴いまして、前年度繰越金を追加し、一般会計繰入金を同額、減額するものであります。

25款諸収入につきましては、都市計画道路芦谷高力線代替用地購入費の財源として、土地開発基金借入金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の28ページを御覧いただきたいと思います。

10款土地取得費につきまして、都市計画道路芦谷高力線事業におきまして、当該事業の推進のためには適切な代替地の取得が一つの課題となっていましたところ、沿線に位置します旧の甲田薬局跡地等合計604.94平方メートルにつきまして、代替地取得に向けて地権者との合意が得られましたので、公共用地先行取得事業として、先行取得用地購入費を追加するものでございます。

以上が、令和3年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、第49号議案 令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料は、35ページ及び41ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ328万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億7,595万円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の38ページを御覧いただきたいと思ひます。

45款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴ひまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書40ページを御覧いただきたいと思ひます。

32款基金積立金につきましては、国民健康保険事業の安定した運営のため、前年度繰越金の追加額と同額を国民健康保険財政調整基金に積み立てることとし、その積立金を追加するものでございます。

以上が、令和3年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、第50号議案 令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算説明書の43ページをお開きいただきたいと思ひます。また、議案関係資料は、35ページ、42ページ及び43ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,448万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億9,172万4,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は50ページからを御覧いただきたいと思ひます。

10款介護保険料につきましては、低所得者の介護保険料の軽減措置におきまして、令和3年4月1日現在において再算定した結果により、特別徴収保険料及び普通徴収保険料をそれぞれ減額するものであります。

25款支払基金交付金につきましては、介護給付費の令和2年度分の精算に伴ひ、過年度分介護給付費支払基金交付金を追加するものであります。

30款県支出金につきましては、25款支払基金交付金と同様に、介護給付費の令和2年度分の精算に伴ひ、過年度分介護給付費負担金を追加するものであります。

40款繰入金につきましては、低所得者の介護保険料の軽減措置に伴う、国・県及び町の負担分を一般会計から繰り入れるため、低所得者保険料軽減負担金繰入金を追加するものでございます。

45款繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴ひまして、前年度繰越金を追加するものであります。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は52ページからを御覧いただきたいと思います。

30款積立基金につきましては、介護保険事業の安定した運営のため、前年度繰越金のうち一部を介護給付費準備基金に積み立てることとし、積立金を追加するものであります。

40款諸支出金、10項償還金及び還付加算金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の令和2年度分の精算に伴いまして、過剰交付分に対する返還金を追加するものであります。

20項繰出金につきましては、一般会計繰出事業におきまして、地域支援事業の令和2年度分の精算に伴いまして、過年度分精算金を追加するものであります。

以上が、令和3年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

第51号議案 令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の55ページからをお開きいただきたいと思います。また、議案関係資料は、35ページ、44ページ及び45ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,650万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億9,423万6,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、58ページを御覧いただきたいと思います。

第2表の地方債補正につきましては、幸田駅前土地区画整理事業におきまして、5,370万円としておりました起債の限度額を590万円減額し、4,780万円とするものであります。これは、国の令和2年度第3次補正予算において社会資本整備総合交付金の決定を受けたことに関しまして、令和3年3月定例会において御可決を賜りました令和2年度補正予算の繰越明許費に係る起債予定額が、令和3年度当初予算において二重計上の状態となっておりましたので、これを解消するために行うものであります。それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書62ページからを御覧いただきたいと思います。

20款国庫支出金につきましては、主に国の令和2年度第3次補正予算において社会資本整備総合交付金の決定を受けたことに関しまして、令和3年度当初予算において二重計上の状態となっておりました社会資本整備総合交付金を減額するものでございます。

35款繰入金につきましては、20款国庫支出金と同様に二重計上の状態となっておりました部分と、歳出にあります土地区画整理事業委託料の追加のための財源とする部分との収支を調整することによりまして、一般会計繰入金を減額するものであります。

55款町債につきましては、地方債補正で説明させていただきましたが、二重計上の状態となっておりました土地区画整理事業債を減額するものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書64ページからを御覧いただきたいと思います。

10款の土地区画整理費につきましては、歳入で御説明させていただきましたが、国

の令和2年度第3次補正予算において社会資本整備総合交付金の決定を受けたことに関係しまして、令和3年度当初予算において二重計上の状態となっていました工事請負費を減額するものでございます。また、本年度から換地処分に向けた手続にも着手しております。来年度予定していた業務の一部を前倒しする必要があるため、委託料を追加するものでございます。

以上が、令和3年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

補正予算の説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時12分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定議案第1号から第9号までの説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 次に、認定第1号から認定第9号までの決算認定につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

一般会計から順次説明を申し上げます。別冊の令和2年度各会計決算書及び令和2年度決算に係る主要な施策の成果の説明書を御覧いただきたいと思っております。

まず、認定第1号 令和2年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。詳細につきましては、決算書及び主要な施策の成果の説明書のとおりであります。

決算書178ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思っております。

歳入総額229億8,592万5,000円、歳出総額220億3,407万1,000円、歳入歳出差引額9億5,185万4,000円となりました。

令和2年度につきましては、繰越明許費による翌年度へ繰越すべき財源が1億452万1,000円ありましたので、実質収支額につきましては、8億4,733万3,000円となりました。

それでは、決算の概要につきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の18ページから71ページまで及び、主要な施策の成果の説明書につきましては21ページからを御覧いただきたいと思っております。

令和2年度の町税の総額は、86億4,607万円で、前年度対比99.8%の1,713万4,000円の減収となりました。

決算書18ページからを御覧いただきたいと思っております。

10款町税につきましては、個人町民税は、給与所得者の納税義務者数の増加により、前年度対比101.2%、3,296万9,000円の増収となり、法人町民税は、主に大手自動車関連企業が減益となったことによりまして、前年度対比61.7%、2億2,

187万7,000円の減収となりまして、町民税全体では31億2,956万6,000円で、前年度対比94.3%、1億8,890万8,000円の減収となりました。

固定資産税につきましては、家屋分につきまして新增築が増加し、また償却資産分におきまして大手企業の設備投資の増加があったことによりまして増収となりまして、交付金を含む固定資産税全体では、48億2,718万5,000円で、前年度対比103.5%、1億6,197万円の増収となりました。

その他の町税につきましては、軽自動車税及び都市計画税の増収とたばこ税及び入湯税の減収によりまして、総額は6億8,931万9,000円、前年度対比980万4,000円の増収となりました。

20ページからを御覧いただきたいと思います。

15款地方譲与税につきましては、ほぼ前年度並みでありまして、1億4,685万8,000円、前年度比100.8%、113万4,000円の増となりました。

22ページの20款利子割交付金から、28ページ、33款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、自動車取得税交付金の廃止や法人事業税交付金の開始などによりまして、総額11億5,654万8,000円、前年度比3,635万1,000円の増となりました。

28ページからを御覧いただきたいと思います。

35款の地方交付税につきましては、全額が特別交付税でありまして、普通交付税には算定されない特別な財政需要に対するものとしまして、955万9,000円が交付されました。

40款交通安全対策特別交付金につきましては、ほぼ前年度並みでありまして、526万6,000円、前年度比105.6%の28万1,000円の増となりました。

30ページからを御覧いただきたいと思います。

45款の分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金が主なものでありますが、5,834万5,000円で、前年度比39.5%の8,921万5,000円の減となりました。主な要因といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴う保育料保護者負担金の減でございます。

50款使用料及び手数料につきましては、公共駐車場使用料、町営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料等が主なものでありますが、1億9,787万1,000円で、前年度比78.8%の5,310万3,000円の減となりました。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による公共駐車場使用者や社会体育施設等の使用者の減少、また令和2年1月に手数料の改正を行いました、可燃ごみに係る一般廃棄物処理手数料の減であります。

34ページからを御覧いただきたいと思います。

55款国庫支出金につきましては、64億1,054万8,000円で、前年度比448.8%、49億8,225万2,000円と大幅な増となりました。主な要因といたしましては、特別定額給付金給付事業費の補助金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の皆増等でございます。

42ページからを御覧いただきたいと思います。

60 款県支出金につきましては、9 億 7,812 万 7,000 円で、前年度比 115.5%、1 億 3,130 万 9,000 円の増となりました。主な要因といたしましては、愛知県市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金交付事業費補助金、げんき商店街推進事業費補助金、国勢調査事務交付金の増等でございます。

50 ページからを御覧いただきたいと思います。

65 款財産収入につきましては、1,425 万 9,000 円で、前年度対比 148.0%の 462 万 6,000 円の増となりました。主な要因といたしましては、土地建物貸付収入の増であります。

52 ページからを御覧いただきたいと思います。

70 款寄附金につきましては、27 億 1,083 万 5,000 円で、前年度比 70.3%の 11 億 4,381 万 3,000 円の減となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税による寄附金の減でございます。

54 ページからを御覧いただきたいと思います。

75 款繰入金につきましては、7 億 8,037 万 7,000 円で、前年度比 130.1%の 1 億 8,037 万 7,000 円の増となりました。これは主に新型コロナウイルス感染症対策費等の財源として、財政調整基金を取り崩し、繰入れを行ったことによるものでございます。

58 ページを御覧いただきたいと思います。

80 款繰越金につきましては、8 億 7,916 万 4,000 円で、前年度比 78.4%の 2 億 4,193 万 9,000 円の減となりました。

85 款諸収入につきましては、預託回収金、保育所及び小中学校の給食費実費徴収金など、ほかのどの費目にも属さない収入金でありまして、5 億 309 万 8,000 円、前年度比 94.2%の 3,124 万 1,000 円の減となりました。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による学校の臨時休業に伴う小中学校給食費実費徴収金の減であります。

68 ページからを御覧いただきたいと思います。

90 款町債につきましては、4 億 8,900 万円で、短期入所施設建築事業、県営防災ダム事業、県営たん水防除事業、道路改築事業、幸田中央公園整備事業及び中央小学校校舎増築事業において起債を行ったものでございます。

以上が、一般会計の歳入の概要についての説明をさせていただきました。

続きまして、歳出につきまして主なものを説明させていただきます。

歳出につきましては、その概要を性質別に説明させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

主な主要な施策の説明書の 14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、人件費につきましては、36 億 5,133 万 7,000 円で、前年度比 117.8%、5 億 5,099 万 6,000 円の増となりました。主な要因といたしましては、会計年度任用職員制度の開始などによる増でございます。

扶助費につきましては、25 億 2,619 万 3,000 円で、前年度比 108.0%、1 億 8,723 万 7,000 円の増となりました。主な要因といたしましては、子育て世

帯への臨時特別給付金の皆増、障害児施設措置費の増などによるものでございます。

公債費につきましては、5億1,984万7,000円で、前年度比76.5%、1億5,971万1,000円の減となりました。主な要因といたしましては、平成21年度に借入れを行いました減収補てん債の償還が終了したことの減などによるものでございます。

物件費につきましては、41億3,935万2,000円で、前年度比95.6%、1億8,914万3,000円の減となりました。主な要因といたしましては、ふるさと納税の返礼等に要した経費の減などによるものでございます。

維持補修費につきましては、4億1,068万9,000円で、前年度対比112.9%の4,705万8,000円の増となりました。主な要因といたしましては、河川の浚渫や学校施設の修繕費の増などによるものでございます。

補助費等につきましては、64億6,588万3,000円で、前年度比362.0%、46億7,984万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策として実施した各種補助事業の増などによるものでございます。

積立金につきましては、1億6,106万9,000円で、前年度比20.9%の6億843万4,000円の減となりました。主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策基金への積立てを行いました。が、財政調整基金や教育施設整備基金などへの積立てが利子分以外になかったことによる減であります。

続きまして、普通建設事業につきましては、28億1,551万9,000円で、前年度対比84.0%の5億3,452万4,000円の減となりました。令和2年度に実施しました主なものといたしましては、補助事業分では、町道芦谷1号線用地取得、小中学校校内LAN環境整備、中央小学校校舎増築工事、保育所等整備補助金などです。

また、単独事業分では、中央小学校校舎増築等工事、町民プール改修等工事、岡崎市一般廃棄物中間処理施設建設費負担金、短期入所施設新築等工事などです。

最後に、財政指標につきまして説明をいたします。

主要な施策の成果の説明書の18ページを御覧いただきたいと思います。

まず、単年度の財政力指数でございますが、分母であります基準財政需要額の増加によりまして、1.23から1.09となり、0.14ポイントの低下となりました。

経常収支比率につきましては、85.8%から88.5%となり、2.7ポイントの上昇となりました。主な要因といたしましては、会計年度任用職員制度の開始による人件費の増であります。

実質公債比率につきましては、2.9%から1.7%となり、1.2ポイントの低下となりました。これは、分子である地方債の元利償還金が減少したことによるものでございます。

以上、一般会計の決算の説明でございます。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

続きまして、特別会計につきまして、順次説明をまいります。

それでは、認定第2号 令和2年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書198ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額3億1,580万1,000円、歳出総額2億9,513万6,000円、歳入歳出差引額2,066万5,000円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては、2,066万5,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の181ページから197ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は125ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、一般会計への土地売却収入や、土地開発基金からの借入金があったことによりまして、前年度比2億9,441万3,000円の大幅な増となりました。

歳出につきましては、公共用地の先行取得としまして、町道芦谷1号線用地取得及び補償費や一般会計への土地売却収入を土地開発基金へ繰り出したことによりまして、前年度比2億9,443万5,000円の大幅な増となりました。

次に、認定第3号 令和2年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は238ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額は30億7,431万3,000円、歳出総額30億6,602万6,000円、歳入歳出差引額828万7,000円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては828万7,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の201ページから237ページ、及び主要な施策の成果の説明書は137ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、滞納繰越分の収入増等による国民健康保険税の増などに対しまして、県支出金の減などによりまして、前年度対比96.9%の9,828万2,000円の減となりました。

歳出につきましては、総務費、基金積立金などの増に対し、療養諸費、高額療養費などの減によりまして、前年度対比96.7%の1億335万9,000円の減となりました。

次に、認定第4号 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書264ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額4億6,984万2,000円、歳出総額4億6,905万1,000円、歳入歳出差引額79万1,000円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては79万1,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書は241ページから263ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は15

3 ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、加入者の増加による後期高齢者医療保険料の増などによりまして、前年度対比112.1%、5,056万7,000円の増となりました。

歳出につきましては、保険事業費の減などに対し、後期高齢者医療広域連合納付金の増などによりまして、前年度対比111.9%の5,000万9,000円の増となりました。

次に、認定第5号 令和2年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書は310ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額20億7,113万9,000円、歳出総額20億1,170万7,000円、歳入歳出差引額5,943万2,000円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額につきましては5,943万2,000円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の267ページから309ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は161ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料につきましては、ほぼ前年度並みでありましたが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金の増などによりまして、前年度対比105.3%の1億440万2,000円の増となりました。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小等による地域支援事業費の減に対し、介護保険サービス利用者による保険給付費の増などによりまして、前年度対比103.6%の7,057万9,000円の増となりました。

次に、認定第6号 令和2年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

決算書332ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額2億6,598万6,000円、歳出総額2億5,098万6,000円、歳入歳出差引額1,500万円となりました。

令和2年度につきましては、繰越明許費による翌年度への繰り越すべき財源が1,500万円ありましたので、実質収支額につきましては0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書の313ページから331ページ、及び主要な施策の成果の説明書は177ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、国庫支出金の減などに対しまして、事業費の増加による繰入金の増及び町債の増などによりまして、前年度比119.2%、4,288万5,000円の増となりました。

歳出につきましては、都市計画道路芦谷高力線整備や既設ロータリーへのすり付け工事などの土地区画整理事業費の増などによりまして、前年度比114.3%の3,144万5,000円の増となりました。

次に、認定第7号 令和2年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて説明をいたします。

決算書354ページ、実質収支に関する調書を御覧いただきたいと思います。

歳入総額3億4,763万8,000円、歳出総額3億4,763万8,000円、歳入歳出差引額0円となり、実質収支額につきましても0円となりました。

それでは、決算の概要を説明させていただきます。

決算書335ページから353ページ、及び主要な施策の成果の説明書は185ページからを御覧いただきたいと思います。

歳入につきましては、新規加入者の減少による受益者分担金の減などによりまして、前年度対比98.7%の449万円の減となりました。

歳出につきましては、処理場の維持補修等に係る集落排水維持管理費の減などによりまして、前年度比98.7%の449万円の減となりました。

次に、認定第8号 令和2年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について説明をいたします。

決算書の367ページから409ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は217ページからを御覧いただきたいと思います。

収益的収支につきましては、税込みで、事業収益8億7,482万3,000円に対し、事業費用6億9,567万7,000円でありました。その結果、収支差引は1億7,914万6,000円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで1億5,635万3,000円となり、未処分利益剰余金は2億652万6,000円となりました。

この利益処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にお示ししましたとおり、未処分利益剰余金から1億1,706万5,000円を資本金に組み入れ、3,900万円を建設改良積立金に積み立て、5,046万1,000円の残高につきましては、翌年度へ繰り越す予定をしております。

次に、資本的収支につきましては、税込みで、工事負担金及び補助金による資本的収入に対する施設の更新整備などに要する建設改良費及び補助金返還金による資本的支出によりまして、収支差引は2億4,693万1,000円の不足となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

最後に、認定第9号 令和2年度幸田町下水道事業会計決算認定について説明をいたします。

決算書の413ページから457ページまで、及び主要な施策の成果の説明書は231ページからを御覧いただきたいと思います。

収益的収支につきましては、税込みで、事業収益6億6,556万5,000円に対し、事業費用6億5,718万6,000円でありました。

その結果、収支差引は837万9,000円となりました。なお、損益計算上の当年度純利益につきましては、税抜きで460万6,000円となり、未処分利益剰余金は3,111万6,000円となりました。

この利益につきましては、翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定としております

ので、議会の議決による処分額は計上していません。

次に、資本的収支につきましては、税込みで、受益者負担金、補助金、他会計出資金及び企業債による資本的収入に対する管路の建設などに要する建設改良費及び企業債償還金による資本的支出によりまして、収支差引は7,331万9,000円の不足となりました。

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

以上が、令和3年度第3回幸田町議会定例会に提案をいたしました、単行議案8件、補正予算5件、決算認定は9件につきまして、提案の理由の説明をさせていただきます。

慎重に御審議の上、全議案とも御可決賜りますようお願いを申し上げます。

説明を終わります。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（足立初雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第7

○議長（足立初雄君） 日程第7、決算審査意見の報告を行います。

山下力代表監査委員から、決算審査意見の御報告をお願いします。

山下監査委員。

〔監査委員 山下 力君 登壇〕

○監査委員（山下 力君） 御指名でございますので、御報告をさせていただきます。

去る7月19日から8月4日までの実質7日間にわたり実施しました、令和2年度の決算審査の結果について申し上げます。

令和2年度幸田町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況、並びに水道事業、下水道事業会計決算の審査に当たっては、町長から提出された決算書、決算に関する附属書類、証書類及び各課等から提出された資料等を照合し、併せて関係職員の説明を求めるとともに、定期監査、例月出納検査等における監査指摘事項措置状況通知書も参考とし、係数の正確性、事務処理の整理、予算執行上の適否等について審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算書等はいずれも関係法令等に準拠して作成されており、その係数は正確であり、予算の執行はおおむね適正であると認められました。審査の総括的意見といたしましては、お手元に配付させていただきました決算審査意見書の26ページから29ページ、第6 むすびに記載させていただいておりますので、御覧いただきたいと存じます。なお、本報告につきましては、第6 むすび記載の主要項目の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

第6 むすび、令和2年度幸田町一般会計、各特別会計、基金運用状況、水道事業及び下水道事業会計の決算審査の概要は前述のとおりであり、ここに総括的な意見を付して本審査のむすびとし、ここでは要約した形で説明させていただきます。

令和2年度の決算における一般会計と各特別会計の決算総額は、歳入295億3,0

64万円、歳出284億7,462万円で、前年度と比較し歳入が45億648万円、歳出が43億8,291万円それぞれ増加している。

一般会計の歳入については、決算額229億8,593万円で、前年度と比較して41億1,698万円増加となっている。

町税の収納状況は、収入済額が前年度比1,713万円減の86億4,607万円、収入未済額1億3,028万円、収納率は98.4%である。これは、個人町民税や固定資産税は増収であったが、法人町民税が大幅な減収であったため、町税全体では減収となったものである。

なお、滞納繰越分については、前年度と比較し減収となっており、今後も積極的な取組が必要と考える。

また、町税以外の歳入で増加したのは、国庫支出金や町債等で、特に特別定額給付金給付事業費補助金を主とした国庫支出金が大幅に増加している。一方、減少となったのは、寄附金、繰越金等であり、特にふるさと寄附金を主とした寄附金が大幅に減少している。

一般会計の歳出については、決算額220億3,407万円で、前年度と比較し40億4,429万円の増加となっている。

増加した主な費目は、特別定額給付金給付事業、国勢調査事業などの総務費や、子育て世代への臨時特別給付金などの民生費である。一方、減少した主な費目は、藤田医科大学岡崎医療センター建設負担金の皆減などによる衛生費、諸支出金、公債費である。

次に、6つの特別会計全体では、歳入決算総額は65億4,472万円、歳出決算総額は64億4,054万円で、前年度と比較し歳入歳出共に増加している。

なお、特別会計につきましては、特に気がついた特別会計のみ述べさせていただきます。

まず、国民健康保険特別会計については、前年度と比較し歳入が9,828万円、歳出が1億336万円それぞれ減少となっている。また、国民健康保険の被保険者数は7,199人で前年度より減少している。国民健康保険税の収納状況は、収入済額が7億7,026万円、収納率は83.3%と前年度より少し高くなっている。今後も、適切な対応により、収納率の向上に努められたい。

介護保険特別会計については、賦課人数が9,321人で前年度より増加し、歳入が1億440万円、歳出が7,058万円それぞれ増加している。介護保険料の収納状況は、収入済額が4億8,455万円で、収納率は98.9%である。今後も介護予防事業を効果的に進め、増加傾向にある保険給付費の抑制に努められたい。

農業集落排水事業特別会計は、前年度と比較し、歳入が449万円、歳出が449万円、それぞれ減少している。今後、公共下水道への接続事業が進められる中、継続使用施設の長寿命化を図りつつ、安定経営に努められたい。

次に、公営企業会計である水道事業会計について、給水人口は、前年度と比較し、0.5%増の4万2,593人、年間配水量は0.3%増の493万8,273立方メートル、年間有収水量は2.6%増の457万6,614立方メートルであった。有収率は92.7%であり、前年度比2.1%高くなっている。今後も水の安定的な供給に向け、施設

改修やライフライン機能の強化とともに、さらなる有収率向上に努められたい。

下水道事業会計については、処理区域内人口は、0.6%増の3万826人、年間処理水量は5.2%増の289万4,169立方メートル、年間有収水量は4.7%増の286万5,837立方メートルであった。今後も安定経営に努めるとともに、農業集落排水区域内の公共下水道接続事業についても的確に進められたい。

主要な財政指標については、単年度財政力指数が1.09と前年度比0.14ポイントの減、公債費負担比率は4.2%で前年度比1.0ポイントの減、実質収支比率は9.0%で前年度比1.9ポイントの増となっている。経常収支比率は88.5%とやや高めの水準を推移し、自主財源比率は、前年度比20.1ポイント減の60.0%となった。財政力強化のため、自主財源の増強に併せ経費の節減と事業の効率化に努められたい。なお、財政指標の健全化判断比率等については、健全な数値と認められた。

以上を総括すると、令和2年度決算は、町税については個人町民税及び固定資産税が増収であったものの、法人町民税が減収となり、町税全体としては前年度を下回った。また、ふるさと寄附金についても、前年度を下回った。ふるさと寄附金や法人町民税は、常に安定的な財源として保証されているものではなく、また歳出においても社会保障関係経費、公共施設等の維持補修費、新規事業に係る経費など増加要因が多く、予断を許さない行財政運営が続くものと思われる。今後も計画的かつ健全な行財政運営を念頭に、事務事業の必要性、有効性、効率性に視点を置いて、現状改善策の検討も含め、「適正な公金の支出と事務処理」に心がけ、住民から求められているものは何かを意識し、より良い行政サービスをより効率的に提供できるよう、なお一層職務に精励されることを望むものである。

令和3年8月4日

幸田町監査委員 山下 力

幸田町監査委員 水野千代子

以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

〔監査委員 山下 力君 降壇〕

○議長（足立初雄君） 以上をもって、本日の日程は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局へ提出をお願いします。

本日は、これにて散会とします。

散会 午前10時56分

○議長（足立初雄君）

次回は、9月6日（月曜日）午前9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

ここで1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日、午前11時5分から第1委員会室で開催しますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上であります。御苦労さまでした。